

山梨県公報

号外第三十五号

令和五年

七月二十一日

金 曜 日

目次

- 山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第二十五号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の七中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に、「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に、「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

第二十一条の六中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改める。

第三十条中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

第五十二条の三中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に改める。

第五十二条の十二中「第七百七十一条第六項」を「第七百七十一条第七項」に改める。

附則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

山梨県規則第二十六号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の六を次のように改める。

六 被災した住宅の応急修理

(一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内の額とする。

(3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

(二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

(イ) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり七十万六千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十四万三千元

(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された

災害にあつては、六箇月以内)に完了しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十七号

山梨県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

山梨県家畜伝染病予防法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

「使用者名 使用者が 使用する 家畜の種 使用期間	「使用獣医師名 獣医師登録番号第 号	を	「使用獣医師名 獣医師登録番号第 号
	第三号様式中 実施町村名		実施町村名
	家畜の種類及び実施町村内の全飼養頭数と実施予定数 使用月日又は期間		家畜の種類及び実施町村内の全飼養頭数と実施予定数 使用月日又は期間

獣医師である場合にあつては、獣医師登録番号
場所
類並びに使用する場所における全飼養頭数及び使用予定数
に改める。

年 月 日から 年 月 日まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第三号様式による
動物用生物学的製剤使用許可申請書は、この規則による改正後の第三号様式による動
物用生物学的製剤使用許可申請書とみなす。

山梨県規則第二十八号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のよう
に改正する。
別表中第四百六号の六を第四百六号の七とし、第四百六号の二から第四百六号の五ま
でを一号ずつ繰り下げ、第四百六号の次に次の一号を加える。
四百六の二 豚熱予防液交付手数料

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。